

# 問題社員対応

無断欠勤・遅刻を続ける社員  
やる気がない、成果が上がらない社員

このような方はぜひ本セミナーにご参加ください！

- ✓ 問題社員への対応方法に悩んでいる
- ✓ やる気や生産性に問題のある社員の扱いに困っている
- ✓ 勤怠が不良な社員、度々連絡のつかなくなる社員がいる
- ✓ 問題社員への対応にとっても困っている・・・
- ✓ 退職勧奨をしようと思う社員がいる

2024年 11月12日(火) 15:00~17:00

会場

浦安商工会議所 3階会議室(千葉県浦安市猫実1丁目19-36)  
※駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。

会費

会員: **無料** 非会員: 1,000円

定員

30名 ※定員を超えた場合は、お申し込みの受付を締め切らせていただきます。

お問い合わせ先

浦安商工会議所 経営支援課 047-351-3000

講師



上野労務経営法律事務所  
UENO LABOR-MANAGEMENT LAW OFFICE

弁護士 上野 俊夫

【講師プロフィール】群馬県高崎市で生まれ東京都で育つ。  
平成14年に司法試験に合格し、前橋市の法律事務所に勤務後、  
平成20年に館林市で上野俊夫法律事務所を設立。  
令和6年5月に事務所名を上野労務経営法律事務所に変更。  
設立以来、使用者側の労働問題を数多く取り扱う。  
社労士会、市役所、公立病院での研修講師なども務めている。  
令和2年度より、館林商工会議所の顧問弁護士に就任。  
一橋大学大学院国際企業戦略研究科修了(労働法ゼミ)

【所属】 群馬弁護士会、経営法曹会議  
館林、太田、桐生、伊勢崎、佐野商工会議所  
【メディア】読売新聞、毎日新聞、上毛新聞、他多数  
【講演歴】 館林市役所、太田市役所、羽生市商工会  
群馬県社会保険労務士会 太田支部、渋川支部  
同前橋支部、高崎支部  
栃木県社会保険労務士会 県南支部、県西支部  
埼玉県社会保険労務士会 行田支部  
埼玉SR経営労務センター

※本書面は広告です。本書面もしくは本セミナーは、法律や判例に則った対応をお勧めするもので、それによって会社に困難な状況や不測の事態が起きることを防止することを目的としています。

※問題社員とは違法行為をしたり正当な業務命令に従わない社員等をいうものです。社員の人格は最大限尊重されるべきで、違法行為と人格は別のものであり、問題社員という言葉は、社員の人格を非難するものではありません。

## 本セミナーで 学べるポイント！

01. 3種類の解雇と使い分け(懲戒解雇・普通解雇・整理解雇)
02. 問題行動で解雇できる条件と、できない際の退職勧奨手法
03. 会社の指示に従わない社員に対して企業ができること
04. 連絡が取れない社員・無断欠勤が続く社員の解雇の方法

## 過去のセミナー 参加者の声



- 「現在の業務に大変参考になりました。」
- 「具体的な説明でわかりやすかったです。」
- 「各事例に具体性があり、実際に問題発生した場合対応できそう。」
- 「説明が実践に基づいているのでわかりやすかった。」
- 「事例がわかりやすく、自分に置き換えて考えることができました。」

## 当事務所のセミナーが選ばれる理由

- ① 使用者側を手掛けている弁護士が時流に沿った労務トラブルを取り上げます！
- ② 大学院で労働法を専攻した弁護士が責任をもって講師を務めます！
- ③ 実際の紛争トラブルをふまえた具体的な事例を解説します！
- ④ 勉強会形式なので気軽に質問でき、理解が深まります！

申込方法  
申込み先

右記QRコードよりオンライン申込またはFAXでお申し込みください。  
詳しくは浦安商工会議所HPをご覧ください。 FAX:047-350-6698



### 【FAX用お申し込みフォーム】

事業所名		会員 ・ 非会員	
ご参加者様名	フリガナ	役職名	
ご住所	〒		
電話番号		FAX	